

---

平成21年 第2回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

平成21年6月11日（木曜日）

---

議事日程（2）

平成21年6月11日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】（13名）

1番 益田美恵子	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 辻本 一夫
5番 小田 武人	6番 岡 夏子	7番 今井 保利	8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

---

【欠席議員】（なし）

---

【欠員】（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	教育長	中島幸男
会計管理者	野口浩俊	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳	税務課長	入江真二
環境住宅課長	守田俊次	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	境 富雄	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

7番、今井議員の質問を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。通告に従い一般質問をいたします。

前回の3月の議会で町のほうの起債がふえており公債費、いわゆる返済しているお金が非常に上昇していくこの町が置かれている状況では大変であると、それには財政を中心とした行政改革の必要性を訴えたところです。今回の質問では具体的にこの行政改革の方向性と、既に私が何度かこの議会でお話ししております業務の住民のサービスの再見直しの必要性が方向を見出せたらと思って質問をいたします。

あらかじめ皆様方のほうに配付しております一般質問の通告書を読み上げて第1回目の質問といたします。

件名、起債について。要旨1、お金の調達する際、有利な起債であるからとの理由で説明をされているが、町として借り入れをする際の基準をお尋ねしたいと思います。

要旨の2番目、現在の起債総額及び起債総額の上限や限度額の基準を町として定められておるかどうかを尋ねたいと思います。

件名の2つ目としては、緊急経済対策についてです。要旨1として、国の緊急経済対策として、芦屋町にも補助金として昨年より相当の予算措置が打たれていますが、それに対してどのような施策を行うのか尋ねたいと思います。

要旨の2番目といたしまして、実際に施策を打って、現在の町の雇用を中心とした経済状況にどのような改善効果を予測し、実際に効果が出ているのかをお尋ねしたいと思います。

これで私の1回目の質問を終わりとします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今井議員から有利な起債を借りることに関して町として基準は何があるかということなんですが、起債というものは基本的には、将来にわたって必要となる学校や道路、下水道といった公共財産を整備するための資金調達の手段として地方公共団体が金銭を借り入れるものでございます。資本形成という観点から、芦屋町では、世代間の公平負担それから財政運営上の負担の平準化という、この2点の考え方を念頭に起債の借り入れを行っております。

借り入れの際の基準的なものはございませんが、今お話ししました世代間の公平負担と財政運営上の負担の平準化という考え方のもと、少しでも有利な起債を借り入れることにしております。

有利な起債につきましては、地方交付税上の措置があるので、単なる借金ではなく、後年度に支払い義務が生じる元利償還金の一部が交付税、これ普通交付税なんですが、にプラスされるというものです。

例えば、今一番芦屋町で有利な起債としましては過疎債でございますが、この過疎債につきましては、毎年度実際支払う元利償還金の70%が交付税の中で芦屋町の必要経費として加算されるわけでございます。言いかえれば、返済額の70%を国が面倒を見てくれるもので、7割の補助金という考え方をさせてもらえば3割負担で事業が整備できたとも言えることができるかと思います。

過疎債のほかこの2年間での起債の借り入れは、退職手当債を除けばおおむね30%から50%の元利償還金が交付税に算入されるものを借り入れております。今後も起債を借り入れる際には、少しでも有利な起債を借り入れたいと考えております。

ただ、過疎債を借り入れができる根拠法令でありますところの過疎地域自立促進特別措置法が今年度限りで期限切れとなることになっております。現在、芦屋町議会でも新たな過疎対策法の制定に関する意見書案が提出されていますが、この法制定に向けての動向を注意深く見守る必要があるかと思います。

いずれにしましても、交付税の措置のある有利な起債があるということで事業の必要性等の精査が甘くならないこと、もちろんその事業が適債事業かどうかということ、そして起債というものが将来の財政運営に及ぼす影響を考慮し、借り入れには慎重な対応を今後も続ける必要があるかと思います。

以上です。

2点目の現在の起債総額及び起債総額の上限や限度額等の基準を定めているのかというお尋ねなんですが、平成20年度末の起債総額は一般会計で約60億円でございます。

ご質問の上限、限度額等については、金額的な制限というよりも一般的な借入金と同じで、要は、支払い能力があるかどうかということの視点で国の基準があります。この基準が実質公債費比率という指標でございます。この指標は、平成18年4月から地方債制度が変わりまして、許

可制度から地方公共団体の自主性、自立性を重んじた協議制に移行をされたことに伴い導入されたものであります。

内容は、起債の交付税措置部分を除く元利償還金である公債費がどの程度財政運営に影響を与えており、その割合を示すもので、財政負担の中での公債費の割合を示すものであります。この指標が18%を超えると公債費負担適正化計画の作成とともに、協議制から以前の許可制に戻ることになります。また、この指標が25%を超えると実質的に起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。

芦屋町は平成19年度では11.9%となっておりますが、この18%というのが一つの上限、限度額を考える上での目安になるかと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

緊急経済対策ということについてお答えをしたいと思います。

まず、第1点目が、国の緊急経済対策として町にも補助金として昨年より相当の予算措置が打たれているが、どのような施策を行うのかというご質問でございます。

これにつきましては、皆さんもご承知のようにサブプライムローンの問題で、アメリカ第4位の証券会社でございましたリーマン・ブラザーズの破綻、いわゆるリーマンショックに端を発した世界同時不況によりまして、我が国においても緊急な対策をする必要性から、昨年度から国による財政出動などの施策が実施されてきております。

まず、第1弾といたしましては、昨年8月末に政府によってまとめられました安心実現のための緊急総合対策でございました。総合対策を実施する地方公共団体に対するもので、地域活性化緊急安心安全総合対策臨時交付金の名称によりまして、芦屋町への交付金額は513万4,000円でございました。

当該交付金は、安心実現のための総合対策に明記された事業で、なおかつ、8月末以降に実施される事業で20年度末までに完了するという条件がございました。このため、緊急的に10月以降に実施予定でございました子育て支援センター建設事業実施計画委託それから次世代育成支援後期計画策定業務委託それから洞山崩落防止工事実施設計委託の3事業を当該交付金の実施計画に計上させていただきました。

第2弾目としては、10月30日に政府によりまとめられた生活対策でございます。第3弾としては、12月19日にまとめられた生活防衛の緊急対策でございます。第2弾、第3弾は、国会運営の都合によりまして、関連法案が20年度末間近の3月4日によく成立い

たしました。このため、執行は同時期に実施されるものでございまして、2弾、3弾としては一緒に、同一として考えていただくほうがわかりやすいのかなというふうに考えております。

このように、成立が年度末になったため、本町での緊急対策は3月18日の3月定例会の最終日に追加議案として提出をいたしました。なお、20年度は3月末まででございますが、20年度での執行が難しいため、21年度に限り執行できる措置として繰越明許としたものでございます。

政府は、雇用創出策、税制改正、税制改正の中身は住宅の購入円滑化、それから自動車の買いかえ促進、中小企業の経営及び資金繰り支援、それから生活対策といったしましては定額給付金、子育て支援、学校耐震化、高速道路料金の大幅引き下げ、企業の内定取り消し、それから雇用保険料などの見直し対策を策定しております。

これらのうち、本町に直接関係するものとしては、定額給付金事業、それから子育て応援特別手当事業、緊急雇用創出事業及び地方公共団体支援策として地域活性化生活対策臨時交付金がございました。

緊急雇用については1,050万円の交付額で、これは今回の議会に魚見公園樹木間伐等事業、それから海浜公園堆積土砂の除去事業、農業用水路土砂除去事業の予算計上をしているところでです。これらの事業は総事業費のうち人件費割合が70%以上などの制約がございます。

地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、その目的は、きめ細かな地域のインフラ整備などのための地方公共団体への交付金でございます。本町への交付額は6,269万4,000円でございました。事業といたしましては、商品券発行事業や信用保証料助成事業としての基金造成、学校それから公共施設のテレビのデジタル化事業、それから町営住宅のデジタル化に伴うアンテナ設置事業、巡回バス購入事業などについて実施計画を策定するとともに予算を計上させていただいたところでございます。

これに引き続きということになりますが、本年度においても国の政策が21年度第1次補正予算によって実施されることになりました。これは、本年4月10日に経済危機対策としてまとめられ、この予算などが5月29日に成立をしたところです。

今回の経済危機対策の骨子としては、1点目、緊急的な対策として底割れの回避、内容につきましては雇用対策、金融対策、事業の前倒し執行などでございます。

2点目といたしましては、成長戦略として未来への投資、内容は低炭素革命、健康長寿・子育て、21世紀型インフラ整備などでございます。

3点目が本町への交付金事業を含むということになりますが、安心と活力の実現として、政策総動員という内容でございます。具体的には地域活性化などとして、交通など安全・安心確保ということで社会保障それから防災安全対策など、及び地方公共団体への配慮として地方公共団体

への財政支援を行うというふうになっております。

4点目が、税制改正で、住宅取得の時限的な贈与税の軽減などというものでございます。

芦屋町への交付金につきましては、3点目の地方公共団体への配慮とされたもので地域活性化経済危機対策臨時交付金と地域活性化公共投資臨時交付金の2つの交付金でございます。また、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金によります雇用創出事業で、本議会に予算案を提出しているもののほか、21年から23年度の間で1,870万円の内示がなされているところでございます。

経済危機対策臨時交付金につきましては1億2,700万円の内示額が示されています。この交付金の目的でございますが、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化に資する事業を行うためとされています。実施計画の第1次提出分は6月23日までに、それから最終提出は秋ごろになると通知をされております。

本町といたしましては、5月29日に国の予算成立があったわけでございますが、その前の5月19日の課長会議で当該交付金事業の実施に係る募集を全課にかけております。現在は各課からの要望に基づきヒアリングを実施している段階でございます。したがって、どのような事業を実施するかの府内合意はまだなされておりません。このような状況ですので、具体的にどのような施策を実施していくかは現段階ではお答えをできません。

また、地域活性化公共投資臨時交付金につきましては、現段階では内示額など具体的な通知はあっておりません。なお、公共投資をすべき案件についてもあわせてヒアリングを実施している状況ですから、具体的なものが示されれば円滑に対応できるように対処をしているところです。

続きまして、芦屋町の政策によって町の雇用を中心とした経済に関してどのような改善効果を予測し、その効果はいかがなものかというご質問でございましたが、町の雇用を中心とした経済状況にどのような効果が出ているかと、先ほどご説明した交付金事業につきましては、考え方といたしましては、地方公共団体への配慮ということで、雇用創出に直接関係する交付金ではございません。

経済対策につきましては、国においては、1点目の緊急的な対策によって雇用対策、金融対策、事業の前倒し執行などによって再就職支援や能力開発対策それから派遣労働者保護対策、内定取り消し対策などが実施されておりますので、その効果は昨年からの対策及び今回の対策により徐々に出てくるものと考えられます。

緊急雇用に関しては先ほども申しましたが、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金で今回の議会に魚見公園樹木伐開など事業、それから海浜公園堆積土砂除去事業、農業用水路の土砂除去事業の予算計上をしているところです。これらの事業は先ほども申しましたが、人件費割合が

70%以上という制約がございます。また、21年から3年間で同様の事業が実施されることになります。については、これから実施事業について取りまとめ、緊急経済対策につなげていきたいと考えております。

なお、本町では交付金事業の中で商品券事業、信用保証料助成事業により経済対策を行っていくこととしていますし、今回、国からの要請などによりまして、地域の中小企業に配慮するため入札制度を改めています。これにより、町内業者がより多く指名を受けることができるということと、その効果は出てくるものと考えております。

芦屋町における雇用対策については、まちづくりの中で考えていかなければならぬ問題だと認識しております。このため、船頭町町有地のスーパー誘致、浜口町営住宅跡地の戸建て住宅等推進施策や企業誘致条例によるものなどにより雇用の創出を実施していくとしております。

また、ふるさと融資制度も活用して、企業が進出しやすい環境づくりをしていくこととしております。この融資制度は、地方公共団体が民間事業者等に無利子資金を貸し付ける制度でございます。地域振興に資する民間事業者等が積極的に展開されるように地方公共団体がふるさと財団の支援を得て、地方債を原資として無利子の貸し付けを行うものでございます。ふるさと融資を行う場合には、地方公共団体に対しまして資金調達のための地方債が認められ、その利子負担の75%が地方交付税措置をされるという内容でございます。

以上、長くなりましたが説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、最初の件名であります起債についてのご回答がありましたので、この件について再確認をするとともに2回目の質問をいたしたいと思います。

先ほどの回答の中では、書きとめた内容では、現在の起債の総額のいわゆる額としての上限ということをお聞きしたんですけども、町としてはその額としての基準を定めてはいないと。ただ、国としての公債費の比率というのがある程度、去年からですか、基準が定められておりまして、これが基準としては18%で、現在町の置かれている状況が11.9%ということでお聞きしてますけども、この辺の比率については次回はたしか9月の議会で示されると思います。今回の予算ですね。ですからその辺の比率については再度9月の議会でお聞きしたいと思いますけど、今回はこの額について聞きたいと思います。先ほどの回答では現在のいわゆる起債、お金を借りてるお金が60億円ですよというご回答だったんですけど、ここ最近10年でも5年でもいいんですけど、この起債がどのような実数の額として伸びているのか、この額わかる範囲内で結構ですけどもお答えいただけますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

この10年での起債額の変化ですか、年度末の元金の残ということで言いますと、11年度末の起債残高は約36億円でございました。20年度末では先ほど申したように60億円になってますので、この間10年間で約24億円の増と、伸び率といいますかふえ方にしますと166%の増というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

24億円がこの10年間で借金がふえたという形でございます。そしたら逆に言います。現在基金が目標としては10億円の基金、貯金は10億円しましょうということで町として財政運営しておりますけど、同じような質問で基金はこの10年間の流れの中、または5年間でもいいんですが、どのような変化をしているのかをお聞きします、額で結構です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基金残高の変化につきましては、11年度末で約94億円ありました。20年度末では約36億円となっております。この10年間で約58億円の減、62%のパーセントでいけば減というふうになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

先ほどこの辺のお金を基金については58億円の減ということで、10年前は94億円の基金があったものが58億円を使ってしまったと。さらに借りるお金は24億円、トータルここでしますと82億円ですね。ここ10年間で82億円のお金を使ってしまって。一般から町民から入る税収とかいろんなものを使って以外にですよ、たとえです、1年間に8億円ずついろんなお金をつぎ込んできたというのが基金を、いわゆる悪い言葉で言いますと、タコの足を食べて自分たちの貯金を全部食いつぶしていってきてるというのがこの10年間の芦屋町の状況。さらにそれに借り入れを60%もふやして24億円もふやしているというのが現状だと思うんです。この現状については非常に額としてとらえるというのは難しいということはあるかもしれませんけ

ど、私としては家庭に置きかえたときに、非常に大変な状況の財政じゃないかと思います。

それじゃ、これだけのお金を借りて今60億借りてる、そして前回聞いたときは平成25年度がピークになると言われましたけどもこの公債費、いわゆるお金、借りてるお金、ローンをずっと返済していく額がどのようにしていくのか、またはどのようにになってるのか、過去も含めてわかる数字で結構ですからその額も教えていただけますか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

公債費の変化につきましてはここ10年間、平均しますと年間約4億8,000万程度でございます。大きな元金が支払いになった減税補てん債とか突出的に年間で7億とかあった年がありますけど、延べでいくと大体4億8,000万、ここ四、五年間でいけば5億4,000万程度が公債費の変化となっています。ピーク時につきましては、今年度借り入れた分で想定しますと23年度以降が大体5億から6億円でピークになるのかなと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

今、いわゆる貯金それから借りてるローンの額のふえ方、それからローンも実際に返済する額もふえる。じゃあ振り返りまして入ってくるお金、一般会計の収入の額、いわゆる収入がどのくらいあるのかということもお聞きしたいんですけど、これは額の面でここ最近どのような動きをしているのかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一般会計の収入につきましては交付税その他基金取り崩し額を除いた通常町税だとか一般ベースで入るお金ですね、事業がありますので国庫補助事業があれば国庫の収入とかもありますが、おおむねこの10年間では大体32億から45億円の間で推移しております。そういう大きな事業があったときの動きが三、四割あるかと思いますが、平均すれば年間37億円程度が一般的な町の経常的収入になるかと思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それではこの37億円の収入、いろいろな手立てをだからこの収入をふやすということの手立ては町としてはされておると思いますけど、今後ふえる見込みはどうですか。ふえる施策を打つてふえる見込みがあるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

財政運営上の基本になりますけど、基本的には毎年度の收支のバランスを保つことと、将来に向かっての安定的な財政基盤を確立することが重要な使命だと思っております。具体的に今言わされましたように収入面では起債等の依存財源に頼ることなく、町税などの自主財源をふやす努力をすることが一番大切かと思っております。

支出面では常に費用対効果を念頭に、最小の経費で最大の効果を上げるべく事務事業の見直しを継続的に実施するとともに、投資的な事業におきましてはより厳しい精査といいますか選択が必要になるかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。今後についてはもう借りることもたくさん借りてきたし、貯金もなくなったということ。今のご回答では自主財源、いわゆる37億円を中心として努力をしてやることを精査していくという方向性で考えておられるという考え方でよろしいですかね、町の財政運営は。町長、方針で結構ですけども、どうですかその辺は。もう今後は借りることは大変ですよ。お金もないし貯金もないし公債費、お金の払うローンもふえてる、今後の芦屋町の状況、収入のふえる見込みがまたあれば別ですけど。これから返済金、公債費がふえてる中の財政運営では、今、担当課長のほうでは自主財源を基本とした財源で賄っていくという方針というようなお話をありましたが、町長としてはその方針についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

るる財政課長のほうからお話がありましたが、議員ご存じのように、今、10年前からさかのぼって比較という形で基金の残高、まず基金残高のお話からしますと、平成10年のときには96億あったんですかね。ご存じのように芦屋競艇施設改善いたしまして100億近く、当時多いときで180億あった。そのうち100億競艇の施設改善に回したと、そしてその施設改善に

約40億の市債を借りた。それから競艇事業がかんばしくない、平成12年度には今まで競艇事業収入が入ってたんですが12年度からはゼロ、それから施設会計からも入ってたんですが施設会計からも16年度からゼロということで、この辺から芦屋町の財政が少しおかしくなったということで、平成17年度に行政改革が行われまして財政シミュレーションを、10年ごとの財政シミュレーションをやろうということで、それも財政シミュレーションをつくってそれから今井議員言われたように10年後の基金残高は10億という形のシミュレーションができた。で、3年ごとのいわゆるローリングをしていこうということでそういう計画を立てて今日に至つておるわけでございます。

確かに今起債を毎年一般会計に繰り入れてはおるわけであります、それに伴つて基金のほうも減つておるわけでございます。——基金のほうも繰り入れて起債も少しふえておるわけでございますが、その辺を行革なり起債も有利な起債、過疎債も出ましたけど、後で交付税措置ができるような形でという形で今生懸命やっておるわけでございます。

もう競艇の話いたしましたが、ちょっと競艇の部分でちょっとお話しさせていただきたいことが、競艇関係だけで見ますと今平成21年度なんですが、例えば平成17年度から見ますと、芦屋町では芦屋町外二カ町競艇施行組合があります、それから競艇施設課があります。この競艇事業に芦屋町がどのくらい月々払っているかということなんですが、これは競艇振興会からそれから機械のリース代も入れます、それから競艇施設課、施設改善のための振興会に返す金その他市中銀行、平成17年が2億5,000万円の返済、18年が5億8,000万円、19年が8億1,000万円、だんだんふえてきてるわけです。年額の返済が。20年度になりますと9億、本年度21年度は11億、22年度は9億、23年度は7億として少しずつ減っていくんですが、今お話ししましたようにちょうど今芦屋町この20年度、21年度いろんな意味でピークに来てるわけでございます。このピーク年額競艇事業だけで11億も支出しなければならないという現状をかんがみて、今執行部一生懸命実施計画を立てましてローリングをやっておる状況であります。現状をよく把握していただいてご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ボート事業のことについては今回の質問では私のほうは置いといで、よくボート事業のことでは。一般会計につきまして私今ずっとお話ししておるんですけども一般会計は、確かにボート事業は今年がピークで、大変、私はもうここ4年ぐらい前からボート事業についてはもう再三口酸っぱくして言ってきてる。もうこれ以上言う必要性はないと思います。一般会計については返済

金が25年度がピークになるというように、今さっきの話では6億ぐらいかなということで。としますと、今住民にサービスをいろんなことをやってる。そうしますと、収入はふえる見込みはない、基金はもうない。そうすると借金の返済で公債費がふえてくると、今やってる住民サービスは同じように継続ができなくなるんじやないかと思いますけど、その辺はどうなんですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

住民サービスにつきましては、これもボートに関連するわけでございますが、ボートの収益が多く上がって一般会計に繰り入れをしておるときには郡内他町、3町に比べまして非常に優遇な補助金だとかいろんな措置費が払われておったわけでございますが、今芦屋町が住民サービスの基準というのはいわゆる他町並み、郡内3町に歩調を合わせるということで、決して私はすべてのサービスにおいて近隣の3町に劣っておるとは思っておりませんし、そういう報告も来ておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確かにおっしゃられたとおりです。私の言っているのは今後三、四年間でそういう公債費、借金のローンがふえてくれば、収入が一定であれば当然今のものを維持するのは非常に大変になってくるんじゃないでしょうかと、ほかの町に劣ってるとは言いません。むしろ私は芦屋町はすべてのものについてこの辺の近隣、日本国内でも有数ない町だとそれは思っております。しかしこの財政状況を見る中では、それを維持していくのはここ四、五年が非常に厳しくなるんじゃないでしょうかと言つてゐるんですけど、その辺の関連についてはどうですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

町の財政自体は非常に厳しいという認識はもう以前から持っております。これは合併協議会が平成15年に終息したわけですが、その当時のいわゆる芦屋町のいろんな福祉、手厚い福祉施策等々ございまして、そういう中で基金の取り崩しを多くしながらやってきた経緯がございます。そういう合併が終息したこととに伴つて単独でやっていかないけれど。

そこで、平成16年度に単独でのまちづくりのためにということで各種施策の見直しを実施しました。そしてその後、抜本的に行政財政についての考え方を改めんにやいけんということで行政

改革に着手を17年度からやってきました。この行政改革というのはいわゆる町政の運営に係る改革をやっていこうということで、行政運営に係ることで財政も含めましてやってきたわけでございます。したがいまして17年度から4年目、今年度は5年目になりますね、行政改革で示しました集中改革プランの今年が最終年になるわけでございます。

その行政改革の中で総合的に今言われた将来的な問題も含めまして検討し、これは議会にもお示ししております。なおかつ財政シミュレーションというんですか、10年間の財政シミュレーションにもこういう形で財政運営をしていくんですよ、最終の目標として、最終の目標というより、目標といたしましては10年後の基金は少なくとも10億は残しますよと、こういう形で財政運営をしていきますということで、これ議会にもお示しをしておりまますし、住民の皆さんにも公表しております。このような形で、議員が言われるようなことにならないような財政運営をしていくという、これは町の方針として、町長もよし、やっていこうじゃないかという考え方で今実施しておるところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

今言われたことも十分わかっております。一生懸命やらなきやいけない。ただ私が今お聞きしてるのは、議会です、私は議会として執行部にお答えいただきたいのは、今年で行政改革終わります。来年度になればまた国から行政改革大綱が示され、それもやっていくでしょう。しかし芦屋町の実情というものをかんがみたときには、基金をこれだけ取り崩して今までやってた住民サービスを手厚く維持してきたわけです、行政改革で少しほは減らしたところもあるでしょう。しかしこれから先の高齢化の社会を考えると、どんどん新しいニーズが来ると思うんですよ。今やってること以上に新しいこと、これもやってくれ、これもやらなきや、子育て支援もやらなきや、高齢者対策もひとり住まいも、たくさん情報が上がってくる。それを片方でやりながら今の維持をするということはこの財政の芦屋町では大変でしょうから、ここで来年度に行う行政改革では方針を明確にして芦屋町に合った行政改革をすべきじゃないかと、その方針はあるんですかと聞いてる。皆さんここで協議することは、財政大変とわかってると思う。しかし方針がなければいけないと。その方針はどうなんでしょう。今ないんですか。どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

22年度から新たな行革をまた期間を定めてやる予定にしております。今その新たな、まあ

17年度からやった行革を第1ステージというふうに考えますならば、第2ステージの行革をどのようにやるかという骨子を今検討中でございます。で、これについては9月までには議会にもお示しが、大綱等お示しができるような形で考えておりますし、その辺のところの骨子につきましてはそれまでにはぜひまとめていきたい、また、集中改革プランにつきましても12月中旬ぐらいまでには具体的にまとめていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

その財政改革というのは私は去年もここで同じようなこと言いましたけども、遅いんだと思うんですよ、9月では。9月で示されるから私また9月で示されたそこでやりますけど、方針は早く徹底してやらないと、そこから編成しても間に合わない。芦屋町の今のこの財政の状況に置かれてると、もう一つ方針というのは明確になるじゃないですか。これまでのハード事業いろんなものの施設をつくった、設備をつくった、これを維持していくことは困難だ、これの整理統合するというのは行革の一つの柱になると思うんです。これは私の考え。多分皆さん共通だと思う。ソフト事業についてもそう。いろんなお金、町民に対していろんな補助金を出したりいろんな施策を打ってる。実際バスが走ってるのは無料、おふろは無料、こんなこともなくしていかなきやいけないというのはもう現実に来てるじゃないですか、ソフトも。ハード面においてもソフト面においても整理統合して、本当にこの町の身の丈、1万4,000から5,000に合った人口に合った収入と財源に見合ったものをするというのは一つの大きな方向だと思うんです。これは9月の中でぜひ考えていただきたい。また皆さん方が考えられる中で同じような考えになると思うんです。

それから、もう一つは、今ちょっとと言いましたけども、ポート事業でもうかってたときに受益者いわゆる町民の人に無料でいろんなことやってることがたくさんある。既に町のほうでは4年も5年も前にこういうお話されてるんですよ、受益者負担。相応の割合で負担してもらわないと今後受けませんよと。だから、行政改革の大綱で国が示されてそれにやってやることもあるでしょうけど、芦屋町としては、今言いましたようにソフト面とハード面、両方について整理、統合しないとローンはふえるし、お金はなくなるんですから。これが一つ。

もう一つは、きちんとした公平な町民に負担を求めましょうよ。そんなに裕福な町やないですから。無料のものはもうやめましょうよ。受益者負担。この考えはもう町が示されてるんですよ。実際にそれが具現化されないからどんどん悪い方向に進んでるじゃないかと私は思うんですね。で、これは町長は十分認識されてると思う。ですから、私は去年の今ごろですかね、組織の

改善を言われて、新しい組織をつくると。縦割りの組織じゃあこれは解決しない。そういうふうに言われました。だから、去年、総合政策係をつくって横串を入れて、重要な施策、必要な施策は何かっていうことで、やるっていうことで組織を改変された目玉じゃないですか。そこが町長やないかと思うんですよ。どうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の行政はスピードを要求されておるわけでございますが、しかし、昨年機構——1月からか——今年の1月1日から機構改革いたしました。まだ半年。やはり何かことをなそうとする場合には、やはり半年で出せとか1年で出せとかいうことはちょっと無理ではないかなと思うわけであります。

やはり先ほど課長が言いましたように、20年度の決算がもうでき上がります。集計が。そして、今度9月にまた新たな財政シミュレーション、それをもって集中改革プランのローリングをやる。そしてその次の行革に望む。じゃあこの次の行革は今いろいろお話がありましたようにやはり財政が基本になるわけであります。それとあわせて、何度もお話しますように芦屋町は競艇事業がどうなるかということが大きなかぎを握っておるわけでございます。議会におきましても、特別委員会をつくっていただいて、今度答申を出していただくようになっておるわけでありますが、いろんな総合的なことを判断して、今井議員の言われておるような目標だとか方針だとかというのを出させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

じゃあ、これ1番目の質問の最後の締めくくり。今もう言われました、半年ではなかなか具体的にできないよ。確かにそうですね。今回の町長の目玉でちょっと苦言になりますけども、横串を入れてって、私実は相当期待してた。相当期待してる。だけど、6月1日になつたらその人1人もいないじゃないですかもう。目玉ですよ、あなたの。ここは苦言として呈します。組織を改変して6カ月で結果なんか出ませんよって町長の回答ですけど、結果が出る前に人異動してるじゃない。しっかりしましょう。組織を改変した後はですね。で当然、収入を確保するために、課税係で課税の徴収の確保っていうこともやらしてます。我々に説明されたときはそういう、こういう財政課でも十分な住民サービスを行い組織変更を行うっていうことで説明されてるわけですから、その辺も含めて今後の検討課題にしていただきたいと思って、1番目の起債について

ての件名についての質問を終わります。

2番目のほうの、緊急経済対策についての説明がありましたけども、既に実施されてるもののが3項目ありました。我々に一番よく聞いてるのは定額給付金制度なんか聞いてるわけです。これについても既に芦屋町のほうでは何%出たということで、この間聞きますときちんと町民に渡ってるっていうことで、それから商品券なんかの事業なんかも行ってるっていうことですけど、要は私の言いたいのは、ここに2番目のほうに、雇用を中心とした経済状況をどういうふうになっているか。

例えば、例えばの話ですよ。商品券を発行して町の経済対策をした。実際その効果はどのくらいあったのかっていうのは、効果の測定っていうのがね、私の知ってる限りなかなかない。確かに補助金を出して、300万出してやってるけども、で実際それ町の人たち、聞き取りだけでもいいんですけどね、あるサンプリング調査もいいんですけども、その効果がどれぐらいかっていうのを少しづつきちんとしてから、また次の商品券を出すというふうにしたらどうだと思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

直接今の効果を図るということには、直接のお答えにはならないかもしれません、まだきっちつとした精査はしておりませんが、満足度調査、納得度調査ということで3月末にアンケートをしております。

それから、今後の考え方ですが、いろんな意味で町民の方たちがどのようなニーズ、どのような考え方をお持ちかっていうことを把握していく必要はあると思っております。

したがいまして、定期的ないわゆるアンケート等の調査を今後は実施していくふうに考えておりまして、これはまだはっきり決まったわけではありませんが、今後の行革の中でもそういう集中改革プランの中に組み入れたいなという希望を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。ぜひそのようにしてください。現在やっております1億、先ほどの数字では町に1億2,700万の措置がされたということで、これもいろんな使い道で取捨選択、優劣をつけてやっていかれるんでしょうけども、これについてもぜひ活用して、本当に町の雇用対策とかなるようにしていっていただきたいと思うのが1つ目。

それから、その次に、今国からのほうで、地域活性化等公共投資臨時交付金っていうのが、やはりこれも地方負担9割、10%の負担でいいということですけども、これは建設地方債対象事業になる、だけに限ってるっていうことで国から今指示が出てるんですけど、そうなるとハード事業しかないんじゃないかというふうに思うんですけども、ここについての見解を。これはやはりこの次に、平成21年度の補正予算で国が計上して、1兆3,790億円。芦屋町に多分、内示の段階でまだわかんないでしょうけども、1億ぐらいが来るんじゃないかというようなこの数字についてはハード事業に限る事業だと、ちょっとここ。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

多分、主にハード事業になると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

先ほど来、お金のことからずうつとる申し上げてきましたけども、またここで1億円のお金が来るんですけども、これはハード事業に限ることになるんじゃないかと、私も非常に危惧しております。新しい箱物やめましょうよ。むしろ今あるものをどう補正するか、そのものに使っていけばいい。また新しいものにしていけばその維持費、物件費にかかるてくる。このような時代ではですね。

確かに、国はそういうことで地方に雇用も含めて、それからいわゆる事業をやっている人たちの潤いっていうことで出してるかもしれません。町としてはこの1億をぜひですね、ハード事業に限られたとしても本当に有効なハード事業、今後を見込めるハード事業に使っていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は11時からいたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長 横尾 武志君

次に、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

8番、川上です。一般質問を行います。

まず第1に、低所得者に対する緊急生活資金貸付制度の創設について伺います。

国の構造改革路線とサブプライムショックによる不況のもとで、貧困と格差が広がり、多くの人が頑張って働いても生活の成り立たないワーキングプアに陥っており生活は厳しさをましています。貯蓄ゼロの世帯が1980年代には5%あったのが2005年に23.8%と急増しています。こうした生活の中では十分に貯蓄を行うことはできません。家族が病気や事故になったり、世帯主が何かの事情で収入がなくなればたちまち生活が成り立たなくなります。その場で借りることのできる支援資金をつくることが緊急の課題となっています。

社会福祉協議会で実施している生活福祉基金の貸付制度もありますが、申請から借り入れまで1カ月以上も日時を要し、使い道も限られており非常に使いづらい、いざというときには間に合いません。

京都市では低所得者世帯を対象に上限額5万円として、食品、日用品の購入に要する生活資金の貸し付け、緊急貸し付けが実施されています。貸し付けの対象は、生活保護の基準の1.5倍以内であれば無利子、無担保で借りることができます。単身世帯で3万円、2人世帯で4万円、3人以上の世帯で5万円となっており、5万円が上限です。償還は3カ月据え置きで2年以内となっています。貸し付けは申請を受理した日の翌木曜日に貸し付けが受けられます。使い道も限定せず、短期間で借りられるのが特徴です。

芦屋町においても、不況や貧困対策の一環として、住民向けの緊急生活資金貸付制度の創設を求めるますがいかがお考えでしょうか。

第2に、定住自立圏構想について伺います。

政府は08年の6月27日に定住自立圏構想を閣議決定し、総務省を先頭に構想の推進を図っています。08年の7月、この定住自立圏の形成に先行して取り組む先行実施団体となる自治体を募集し、全国で24市22圏域を決定しました。

定住自立圏構想は地方の5万人以上の中心市が周辺町に配慮しつつ、医療、福祉、教育など生活機能を強化し、結びつきやネットワークを強化する具体策を実施して、圏域全体の活性化を通じて、人口の定住と都市部への流出を防ぎ、分権型社会の受け皿をつくるものとしています。

そこで、次の点を伺います。

総務省は定住自立圏構想説明会を開催していますが芦屋町は参加したのか、参加していれば説明の内容を伺いたい。

第2に、福岡県内では八女市、久留米市が先行実施団体に指定され、中心市宣言を行っているが、今後芦屋町の周辺自治体への定住自立圏の形成は考えられるのか。

3点目に、町長が定住自立圏構想についてはどう考えているのかを伺います。

第3に、介護保険の問題について伺います。

今年で10年目を迎える介護保険制度ですが、今年度の保険料の見直しで、高齢者の保険料を、若干ですが広域連合が設立され初めて下がることになりました。

しかし、引き続きグループ別保険料が実施され、Aグループで6,275円と日本一高い保険料であることは変わりありません。グループ別保険料を設定することは、広域連合のメリットの第1に上げていた保険料の平準化で地域間格差がなくなるということが破綻したことになります。サービス資源の確保や整備が進み、住民ニーズに対応できるというメリットも、この主張も特別養護老人ホームの施設整備も10年間で230床しか行われていません。保険事業の民主的な運営を行うという点においても、議会の議員の定数を半減し住民の声が反映されなくなるし、広報紙も停刊し情報の公開も十分されていません。このために72自治体で発足した広域連合でしたが、市町村合併を理由に脱退し、今年度も6町村離脱し33市町村での運営となっています。

以上のように問題のある広域連合ですが、住民の生活を権利を守る公的介護制度、だれもが安心して利用でき、働ける介護制度に改善することが強く求められています。

そこで次の点を伺います。

1番目に、4月から新要介護認定が実施され2カ月が経過しましたが、要介護認定の影響を町は把握しているのでしょうか。

2点目に、本年度4月から施設、在宅とも3%ずつ介護報酬が引き上げられました。介護保険の利用者は原則として介護報酬の1割を利用料として払わなければいけないため、介護報酬の引き上げは利用者の負担増につながります。さらに、政府が介護保険の利用限度額を据え置いたために、利用限度額いっぱいの介護で生活を支えてきた人が、利用限度額を超えた分を全額自己負担するか受ける介護を減らさなければなりません。介護サービスの削減につながらないためにも救済措置はどう考えているのかを伺います。

3点目に、福岡県は、平成18年10月1日現在の療養病床2万4,634床、このうち医療病床が1万7,574床、介護療養病床が7,060床を平成24年までに1万5,550床にし約1万床を減らす計画をしています。介護型療養病床を全廃した上で医療型療養病床も2,000床余り新型の老健施設などに転換するとしています。町立病院の療養病床は今後どのようにしていくのかを伺います。

4点目に、広域連合では保険料利用料の独自の減免制度は設けていません。低所得者にもサービスを行き渡らせるために原則1割の利用料負担に対する減免制度を設けるべきと考えますがいかがですか。

かがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

それでは、川上議員の一般質問のうち、1点目の緊急生活資金貸付制度の創設についてと、3点目の介護保険制度の療養型病床を除いた3点について答弁をさしていただきます。

緊急生活資金貸付制度の創設ということでございます。これは既に議員ご承知のとおりに、芦屋町におきましても生活困窮者に対する生活資金貸付制度というのが16年度までございました。町単独で芦屋町生活資金貸付基金条例というものがございましたが、さきの一般質問の答弁でもございましたように、16年度行財政改革に伴います各種施策の見直しにより廃止いたしましたところでございます。

その理由といたしまして、郡内でも単独のそういった制度ではなく、代替制度、これは県の社会福祉協議会で生活福祉資金貸付制度というものがございましたし、また利用者がある一定の方に偏り過ぎた等のもろもろの理由で基金条例を廃止したものでございます。

確かに、昨今の厳しい社会情勢ではございますが、県の、先ほど言いました貸付制度で十分とは思ってはおりませんが、ある一定のセーフティーネットの役割はこれで果たしているというふうに考えているところでございます。

また、貸し付けまでの期間が1カ月程度ということでございます。これはもろもろのいろんな意味での貸付制度でございますので審査等がございますが、緊急小口というものがございます。これですと随時で受け付けますので大体10日ぐらいで借りられるというような状況でございます。

また、本当に真の困窮者の方であります場合には、私どもでもって、窓口を持っております生活保護等とかいろんな意味での相談で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、介護保険制度でございます。1点目の新介護認定での影響でございます。ご承知のとおりに20年の4月——失礼しました。本年の4月からいろんな制度が変わりまして、審査方法が変わっております。この2カ月間で、これは遠賀支部の管内で339人が更新を行つておられます。

その内容につきましては、変化のなかった方が172人、介護度が重くなった方が、1段階、2段階合わせまして82人、それから逆に介護度が軽くなった方、これが1段階、2段階合わせまして85人でございます。

この結果から判断いたしまして、新認定基準によって極端にその介護度が重くなったり軽くな

ったりということがないため、ある意味最終的には審査会の判断が正しく機能しておったということ、ある意味これはきちんと機能しておるというふうに考えております。

ただ、この新制度によりまして、要介護の方の不安が解消するということ——失礼しました。不安を軽減するために、現在暫定的な措置で更新時に現在の介護度を維持するか、新しく介護度で、それで新しい介護度を選ぶかというようなその選択肢をご本人に希望をとっておりますので、極端な不利益は出ないものというふうに考えております。

それから、2点目でございます。議員ご指摘のとおりに4月から介護報酬が3%引き上がりました。これに伴いまして本来ですと利用の限度額も引き上げられれば問題ないんですが、制度によってこの限度額が据え置かれましたために、特に限度額いっぱいの方は、議員おっしゃられるところにサービスを制限するか限度額を超えた方は全額本人負担というようなことになっておるところでございます。

救済措置ということでございますが、この介護保険制度が国の制度であること、また、福岡県介護保険連合もこれに対する救済制度ということは考えてございません。そのため町単独でこうした超えた分の救済制度ということは、財政状況を考えても非常に困難であるというふうに考えております。

それから、最後の、これも低所得者に対する減免措置ということでございますが、これも先ほど申しましたとおりに介護保険制度が国の制度としてある以上、こういったものに対しては国の対策としてきちんと対応してもらうのが原則ということで、福岡県の介護保険連合につきましてもこういったことについては連合としての対応ということではなくして、国にきちんと要望をしていくという姿勢でございます。

したがいまして、これは連合の構成町でございます芦屋町をいたしましても、町単独での減免措置ということは考えておりませんし、これは郡内各町も同様な考え方で、今のところは同様な考え方でございます。

以上でございます。

#### ○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

#### ○企画政策課長 鶴原 洋一君

私のほうからは定住自立圏構想ということに対するお答えをしていきたいというふうに思っております。

まず最初でございます。総務省の説明会に参加したのか、その説明内容はどのようなものであったのかというご質問でございます。

定住自立圏構想とは、今後20年間の人口予想などを予測した場合、三大都市圏への人口の偏

在、それから地方における人口の減少と少子高齢化が顕著になると、これらのことを見込まれておりますて、その中で地方圏が目指すべき方向として、中心市と周辺市町村が相互に連携をして役割分担を行い、生活に必要な都市機能——これは民間機能も行政機能も含めますが、必要な都市機能を確保するために定住自立圏構想が立案をされたというものでございます。

具体的な定住自立圏の枠組みは、中心市の要件を備える自治体と周辺市町村、これは隣接しなくても可能だ、あるいは県の境を越えても可能、このようになっておりますが、中心市と周辺自治体で、相互に補完する機能について協定を締結し、定住自立圏を形成していくというものでございます。

具体的には、医療や福祉などの生活機能の強化、それから地域公共交通やデジタルデバイド——これは情報の格差ということでございますが——の解消などの結びつきやネットワークの強化、それから中心市などにおける人材の育成や県内市町村の職員間の交流などの圏域マネジメントの強化の3分野につきましては必ず協定に盛り込むという必要性があります。

説明会につきましては、九州ブロック説明会として昨年の8月22日、これは佐賀の会場でございました。同じくブロック説明会として本年の2月27日、これは熊本の会場でございましたが、この2回に職員を派遣させております。

佐賀の会場につきましては、定住自立圏構想を21年度から実施するに当たり、総務省と一緒に定住自立圏構想を策定する、先ほど議員言われました先行自治体を募集するために開催することを主な目的としたものでございました。

ただし、定住自立圏構想は選択と集中、集約とネットワークという基本的な考え方のもと、中心市機能の集約とその機能を周辺市町が積極的に利用するなどの基本的な考え方や内容が示されております。

熊本会場につきましては、21年4月からの施行に合わせて推進要綱及び総務省の財政支援措置などに関する説明が行われております。

次に、2点目の久留米市などが中心市宣言を行ったが、本町周辺の自治体でこのようなことが考えられるのかというご質問でございます。

定住自立圏構想は、中心市となる自治体が中心市宣言をすることによってまず第一歩が始まるということになりますが、中心市となる要件、これが昼間と夜の人口比率が1以上ということで、夜より昼間の人口のほうが多いということ、それから人口が5万人程度以上という要件がございます。そういう要件を満たす市町村が——多分市でしょうね。5万人以上ですから。市が中心市となる要件と。で、三大都市圏以外の市でなくてはならないとされております。

したがって、三大都市圏以外のところだと。その要件に該当する福岡県内の市ということになりますと、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、飯塚市、直方市、八女市、朝倉市

の9つの自治体が中心市となり得る要件を備えておるということでございます。

質問にございます八女市及び久留米市につきましては、昨年、佐賀会場で行われた説明会のすぐ後に、総務省へ先行自治体として申請をしたものと承知をしております。

芦屋町の場合、近郊で中心市要件を備えている自治体と、一番可能性のあるものとしては北九州市でございますが、現在のところ芦屋町に対して中心市宣言を行って、定住自立圏構想を進める考え方は示されておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

定住自立圏構想の3項目め、これについてどう考えているのかというお尋ねでございますが、先ほど来より課長がその趣旨、内容等を説明したとおりであるわけでございますが、これを芦屋町に当てはめた場合に、この構想というのは補完し合う、中心5万以上のある程度の市があつて、それを周辺の町、村が補完し合うということだろうと私は思うわけでありますが、先ほど課長も言いましたように、芦屋町の近郊といえば北九州市しかないわけであります。この北九州市というのは既にもう都市機能がすべて備わっております。北九州市が定住自立圏構想を進める考えがあるのか、今の段階では全くわかつております。今後北九州市がどのような動きをされるのかということを注意深く見守っていきながら、この件につきましては対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

介護保険の3点目の、福岡県は療養病床を削減計画をしていますが、町立病院の療養型病床は今後どうなりますかというご質問でございます。

現在、町立芦屋中央病院につきましては、一般病床が97床と4階のほうに療養型病床が40床の合計137床ございます。療養型病床の40床の内訳といたしまして、医療型の療養病床10床、それと介護型の療養病床の30床がございます。

議員もご存知のように、介護型の療養病床につきましては平成23年度末をもって廃止されることになっております。よって、私どもの中央病院につきましては、23年度までに現在の介護型30床を転換しなければなりません。転換の時期や医療型への転換病床数につきましては、国や県やあるいは他の病院、それと患者さんの動向によって判断をいたしまして、転換しなければ

ならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

まず、第1点目の緊急生活資金貸付制度の問題について伺います。

平成16年度まで芦屋町独自でこういった制度を持ってましたが、16年の集中改革プランの見直しの中で廃止したということで、それにかわって社協の制度を活用すべきというふうになつてますが、社協に生活福祉資金貸付制度というのがありますと、これによって更生資金、それから福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、それから先ほど言われました緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、それから要保護世帯向け長期生活支援資金というこういったいろいろな制度があります。

それともう1点、長期生活支援資金というのがありましたと、これは現在は福祉事務所が管轄してまして、リバースモーゲージという形で、家を担保にしてお金を融資するという、そういうことを福祉事務所のほうでやっているという、こういった制度があります。で、こういった制度を活用すればということですが、現在こういった生活福祉資金貸付制度がどのくらい活用されているか、そういう件数は把握されているんでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

申し訳ございません。ちょっと確認はしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

私も社協のほうに、町の社協に聞きましたところ、こういった制度があることはあるんですが、先ほども言いましたように内容的にものすごく借りにくい、それから時間がかかる、そういう点もあってほとんど活用されてないっていう状況です。

で、先ほど課長が答弁しました緊急小口資金、これが一番、先ほど言いましたように短期間で借りられる部分なんですけど、これは内容を見ますと低所得者世帯に対して、次の理由により緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける少額資金ということで、「医療費または介護費の支払いなど、給与等の盗難、紛失など、火災等被災、その他これらと同等のやむを得

ない事由によるとき」ということで、最後の同等のやむを得ない事由っていうものもありますので、割と行って借りるんかなあというふうに思つとったんですけど、実際この間相談がありましてこういった資金を借りに行ったわけなんんですけど、そういう点ではこの医療費の問題とか給与が盜難されたとか、そういうところのちゃんとした裏づけがないと貸さないとということで、普通、生活に困って借りるっていう点ではね、やっぱなかなか借りないっていうといった状況で、この緊急小口資金についても実際はほとんど運用がされてないっていう状況なんですよ。で、これは芦屋町だけではなくて県の社協がやってるものですから、福岡県内全体の自治体が活用しようというふうに窓口に行っても、ほとんどがそういう状況で断られてるということだと思います。そういう点で町独自の緊急生活資金の貸し付け、こういったものをすべきじゃないかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、京都市では、昨年の原油高騰時また食品、日用品の値上がり、こういった中で生活支援ということでこの制度をつくったわけなんんですけど、約1カ月半で1,053世帯が応募されて貸し付けを受けたというそういう実績があります。そういう点ではほんとここで住民の皆さん困ってるんだと思います。それでこの県の貸付制度、これについてやはり町の社会福祉協議会とかそういうものと協力して、県社協の使うことに関する緩和できるよう十分活用できるように、そういうことを図るべきだと思いますが、町としてそういうことは考えないんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

県社協の事業でこれを代がえとした廃止した理由の一つでもございます。確かに非常に借りにくいという、PR不足もあったかとも思っておりますので、今後これは町の社協とも十分に協議をいたしまして、できるだけこういったものを知らしめ、なおかつ借りやすいような形に今後そういうものを協議を進めて要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひ、そういう関連機関と連携して借りやすい制度に変えるように働きかけをしていただきたいのと、それと先ほど課長も答弁しましたように、実際、芦屋町ではどうするかという点では、やはり今その窓口業務そういうものをやっぱり生活支援に対する業務を強めていくというこういったことをぜひ対応していただきたいと思います。特に先ほど言われました生活保護の受給資

格がある方にはそういった方向を示すということも必要だと思います。芦屋町の生活保護受給については一応県の窓口となってることですが、一応職員の方も柔軟に対応されて町民の方に親切にそういった対応されてるということなんで、今後とも十分そういった対応をしていただきたいと思います。北九州では生活保護を水際でから排除するというそういった水際作戦を行って、全国的にも大きな非難を浴びてるという問題もありますので、ぜひ今後ともこういった町としての相談業務を強めていただきたいというふうに思います。

先ほどの財政論議の中でもあったように、確かに町の財政も厳しいということは理解しております。そういう点では町独自の財源でやることは難しいという気持ちもわかります。ただやはり、最近の景気の動向なんか見ますと、またアメリカではGMが再建団体になると、そういう問題もあって、今後さらに景気の悪化ということも懸念されています。確かに町も大変でしょうが、やはり貧困対策をやっぱり考えるべきだというふうに思います。町民自体は本当にもっと、町よりももっと大変な状態に置かれてます。中には命を絶つとかそういった事態も起こってますし、また、学費が払えずに高校を中退するとかそういった問題も社会化してきています。そういう点では今後さらにやっぱそういった状況も起こると思うので、町としての支援対策を講じることを考えていただきたいことを要望いたしまして、この質問について終わります。

続きまして、定住自立圏についての質問です。

定住自立圏構想については今回初めてこういったものが出てきまして、特に久留米とか八女市でこういったことを実践されたということで、今後全国的にもこういったことがされてくると思いますが、例えば、枠組みとしては北九州ということだけだったんですけど、5万人規模というふうになれば、例えば直方市また中間市こういったところが人口5万また5万に近い人口があるということで、そういったところが中心市として定住自立圏を構想するようなことも考えられまし、また、定住自立圏構想の中には小規模中心型というのがありますと、5万人以下の3万から4万こういったところが寄り集まって定住自立圏を形成するというそういったことも考えられますので、今後、芦屋町の周辺でもこういった問題が浮上するのではないかと思って今回一応指摘したわけなんんですけど、確かに定住自立圏構想を見ますと医療とか交通それから産業の振興、まちづくりなど、芦屋町にとって一定共有して発展させていくという点では一定の成果も上がるような部分もあるとは思います。

ただやっぱり問題なのは、この定住自立圏については定住自立圏共生ビジョンを策定する場合、やはり中心市が中心となって、一方的な形で共生ビジョンを懇談会において検討を行うということで、なかなか周辺市町村との協議とかが十分行われないということが懸念されます。そういう点では関係自治体の十分な意見を聞くことが必要だというふうに思います。

それともう1点、定住自立圏については、確かに言葉を見れば内容的にはすばらしいことが書

いてあるわけなんですけど、もともとこの定住自立圏というのは、全国的に進められた合併が十分な形で行われなくなって、それによって道州制についての導入がなかなか厳しい状況になったという中で、今度は形を変えた枠組みをつくっていこうということで定住自立圏を構成して、そして市町村合併を進め、道州制を導入していくというそういったふうなところから出てきたものだというふうに聞いてます。

もともとやっぱりこれは財界の提言であって、そしてそれに呼応した総務省の策だというところで、そういう点では全国町村会についても、この道州制については昨年の全国町村長大会の中でも明確な道州制には断固反対であるという声明を出しているわけです。それで、道州制によって300とか700の自治の担い手、単なる数合わせで強制的につくられた基礎自治体が果たして本当の自治の担い手になることができるのでしょうかと、このような企ては現存する町村と多様な自治体のあり方を否定するものであり決して容認できるものではありませんという、こういったふうにして道州制への導きを懸念しているということがあります。

そういう点で、今後、定住自立圏構想が出てくる場合があれば、やはりこういったときでは具体化される場合はやはり情報を公開して、定住自立圏の理念にあるように住民の福祉を実行して自治体つぶしにならないという、そういうところでやはりこの定住自立圏構想には対応すべきだということを考えますので、ぜひそういう点を留意しながら今後の定住自立圏構想についてやっぱり対応を、起こったときには対応をしていただきたいというふうに思います。これはもう答弁は結構です。

次に、介護保険の問題について伺います。

この間、2ヶ月間介護保険の新介護認定が導入された中で、遠賀郡の中では339人が更新されたということで、そのうち変化なしが172人、重くなった・軽くなったというのが80人台ということでそういう状況を把握しているということでしたが、広域連合の遠賀支部が介護認定、要支援認定の更新申請をされる皆さんへというこういった文書を出していますが、この中で、今回の見直しで軽度に認定されるんではないかなどの不安が生じているとのご指摘を受け、厚生労働省においては、利用者、家族の代表及び専門家による検証検討会を設け検証を行うこととなりました。そのためにこの期間中、現在の要介護を希望される場合は現在の要介護を継続することが可能になるようになりましたというこういった文書が説明をされてます。

ここで述べられているように確かに重くなる、軽度になるという方も出ているという状況の中では、やはり新しく認定をされる方自体が軽度にされれば、認定自体が受けられないというそういう状況があると思います。それで、こういった状況を聞いたときに、例えば現場のケアマネジャー、そういう方の声は聞いたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

当然これはこういう制度が変わるということでございますので、介護保険の中で当然そういう携わるケアマネあたりもこういった新たなもの、これは82項目から74項目、ある程度実態に合わせて省いた項目それから新たに追加した項目、特に追加した項目につきましては認知症等に関する項目が追加になりましたので、こういった制度については当然現場のケアマネも十分に、ちゃんと認知しているというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

私もケアマネジャーに話を聞いたところ、やはり新しい認定の中で、実態としてはやっぱり介護度が低くなっていく状況が生まれてますというそういう話をされるわけですよ。それでこの中にもあるように、一応、認定自体は変わらないという方が339人おられましたが、実際これは私が聞いたところでは、新しい認定制度は認定を申請した方には知らせないというふうに聞いたんです。だから、今の実態はなかなか把握できていないというふうに聞いたんですけど、そういう点では、今広域連合のほうから聞いたということで、こうなっているんでしょうけど、この認定によって先ほど言いましたように例えば火の始末それから幻聴、不潔行為それから褥瘡、これ床ずれですね、こういった部分が調査項目から14項目削減されるという、それから、寝たきりなのに自立になるちゅうような介護判断基準が大幅に後退するという問題も今度の中で出ているわけです。

例えば旧テキストの中では、医療上の必要に移送を禁止されている場合もこれは全介助というふうに見ておったわけなんんですけど、今回の場合は、寝たきりだから介助をしてなかつたというふうになれば、移動の機会のない寝たきり状態の場合は自立というふうに、そういうふうに認定するという、こういったふうなことで座位の保持とか両足での立位保持とか、そういうものがやっぱり旧テキストと新テキストの中では相当変えられてきて、判断基準が大幅に後退してくるという問題。それと同時に、コンピューター審査が中心になっていって、やっぱり医者の診断書とかそういう部分が轻易に扱われて、なかなか現場の声が反映できないというそういうふうなことで、大幅に判断基準が下がってきているということを聞いてます。

厚生省のモデルケースでも、やはり2割から3割は軽く判断されるという、そういう結果が出ていますんで、そういう点では、やはり今の制度自体がやっぱり認定自体が十分でないというのであれば、やはりこれは凍結して、ちゃんとした新認定をつくって行うべきというふうに思

いますけど、そういう点ではぜひ介護保険の広域連合の中でこの新認定基準の見直し、こういったものをやっていただきたいというふうに思いますが、そういう点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

この新認定基準につきましては4月から行いまして、先ほど川上議員がおっしゃったように更新申請される方は暫定期間で要介護度を選ぶことができる、これはこの中にも書いてありますとおりに、一応、不安を除くために当分の間はやるということでございます。ただ、これは何のためにやるかということは、当然これは、あくまでもそういったことがきちんと機能してるかどうかを検証・検討の結果を国のほうでサンプルを集めてやるということでございますので、多分今そういうご指摘のような点につきましても、そういうもろもろの問題が出てきて、それを検証するということになるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それで、この認定をする場合に、例えば利用者の実態をよくする介護施設の職員または先ほど言った担当のケアマネジャーそういう者との同席を認めて、生活実態をきちんと反映できるというそういうふうなことをやはり認定のときに行うべきだと思いますが、そういうことをやるべきじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

ちょっとそれとは外れますが、実は私どもの保健師がこの認定審査会に出ております。その中でかかわったのが約80件というようなことで、その保健師の考え方でございますけれども、ある意味受け持った審査会の新制度に変わっても、ある意味審査会の中できちんと正しく今のところそのサンプル80の中ではきちんと認定されているというようなお話をございました。ただ、もろもろの現場の声ということがございますので、それは先ほど言いましたように、少し状況をデータなりそういう現況を調査してみてからになりますので、もうしばらくお時間をかしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それで、今度のこの認定基準になった中で、例えば先ほど言った調査員ですね、調査員がなかなか認定者に対する十分な聴取が、調査が必要ということになりますけど、そういう点で調査員の補充とか人員をふやすとか、そういうことは広域連合ではやられたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

今のところそういう調査員の数をふやしたとかいうことは聞いておりません。多分現況の中で十分対応できるというような判断ではなかったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひそういったところも十分調査して、十分な調査ができるようなしていただきたいと思います。

それと、この認定によって介護度が下がるということによって、例えば施設で入所されてる方なんかを見れば、今回施設の収益をふやすということでいろんな加算が出てきますよね。そういう中で日常生活支援加算とかいうのもついてるわけです。これは、結局その施設の中に介護度が5から4の方が6.5%以上いなければいけないという、そういう状況の中でないとそれが適用されないわけです。今度の新認定によって軽度に出る方がやはり八十何人出たということなんで、そういうことで、そういう4から5の方が3とかそういうことに下がることによって、この施設自体も日常生活支援加算が受けられなくなるというそういう問題もありますので、今後ぜひサンプル調査とかといったものの中で実態を明らかにしていって、今後本当にそういう施設の運営に係る問題もありますので、十分検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、利用限度額の引き上げということで、この利用限度額を引き上げることによって、先ほど言いましたような今回導入された加算がなかなかにくくなつたという問題もあるんです。例えば、ホームヘルプサービスなんかを行うときに、今回特定事業所加算とかそれからサービス体制強化加算とかいったものができたわけなんですけど、ところがこの加算をつけると本人の負担が大きくなつて、利用限度額が変わらないということがあって、本人がサービスを受けられなくなるか、また受けたサービスすべてを実費で払わなければいけないというそういう状況が今各地で起こっています。先ほども言いましたようになかなか財政的なところも厳しい問題があ

るということなんんですけど、現在介護保険制度の枠内で利用限度額を自治体独自に引き上げることは可能なんんですけど、それ自体によってその財源はすべて1号保険者で賄うという保険料の値上がりにつながってくるわけです。そういうことになれば、やっぱり今でも大変なのにまた保険料が上がるということでは大変だということで、この場合どうするかというふうになると、当然、自治体自体が独自にその分を負担してやるということが考えられます。

それで長野県の安岡村では、利用限度額を超えた金額すべてを村の一般会計で補助して保険料の値上げを抑えるということをやっています。ただ先ほどの町の財政とか見ていって、また33市町村がすべてそういうことに合意するかとなれば、なかなか広域連合でこういったことをやることは厳しいとは考えられます。

そこで、広域連合の中では介護保険準備基金というのがあります。当初、この介護保険準備基金もなかなか赤字なんかもあったんでゼロだったわけなんですけど、この3年間で28億円上がってます。3年前が10億円、2年前が10億円、そして今年度がまた8億円と28億円の基金がためられてます。厚生労働省自体が2号保険者から取り過ぎた保険料は差額調整して戻すべきだということを言ってますし、そういうことになれば、基金はもともと1号保険者の保険料です。そういう点では、こういった基金を使って限度額の上乗せを行って、そういうサービスの低下を防ぐというそういうことも考えられるんですけど、そういうことを介護保険広域連合の中でやはりやることはできないかと私は思いますけど、そういう提案はぜひ広域連合の中でも論議して実現させていただきたいと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

おっしゃることは十分にわかります。これは広域連合におきましても先ほど言わされました介護給付費準備基金、これは広域連合の中で給付費が不足した場合のみ取り崩しができるという規定がございます。ですから、今はこの規定によりまして、そういう他の目的にはできないというような状況でございます。ただ基金の額の問題、どこまでどうなのかということがございますので、これはこの辺そういう状況が出てきました場合には有効な活用ということは連合のほうにもお話をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

冒頭に言いました今回介護保険広域連合が保険料を若干下げたという、そういうところにも

この介護保険広域連合の基金を一部取り崩して、そしてそれに入れて下げたというところもありますので、ぜひやっぱり、それほど多くの金額ではないというふうに思いますので、そういった部分を使ってぜひ限度額を超えた部分を支援するという、そういうことを行っていただきたいというふうに思います。

それと、続きまして療養型病床群の問題ですけど、先ほど30床を介護型を転換するというふうに言われましたが、最近新しく出てきた療養型老人保健施設というのがあります、これは町立病院の介護ベッドに適用できるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

老人保健施設という考えはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういう点でなればこの介護型の30床を転換するというふうにしてますが、まだ今のところ未定ということで、これは福岡県自体が大体そういった方向でまだそういった未定の部分が多いというところなんでしょうが、全国的にはほとんど方向性を出して今決まってるちゅうような状況なんんですけど、そういった点では、この介護型を30床を変えていくという点ではどのように変えていくのかというのがちょっと見えないんですけど、そこら近所のご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

転換ですので、本来、国とか県などは老人保健施設に転換しなさいという一つの目安もございますが、私どもとしては先ほど言いました医療型が10床ありますので、できましたら介護型の30床はどのように転換するかといいますと、医療型にできましたら30床のうち14床を医療型の療養病床、残りを16床を一般病床に変えていきたいなという考え方であります。ただし、病床数の変更につきましては、県の許認可事項でありますので、病院側の希望どおりに許可がおれるかどうかは不明でございますので、その点はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

療養型病床群がこれから廃止されるということになりますけど、例えばチューブとか経管をしている方、そういった方は今の療養型やったら認められていますけど、最近、例えば今言った療養型老人保健施設とかそれと今ある介護保険老人施設、そういったところではチューブをつけた方自身はもう受け入れはしないというようなそういうことが起こっているようです。ということは、重度の介護者の方なんかがそういった療養型を追い出されたら行くところがなくなり、自宅でそういった医療行為に近いものをしながら介護をしなければいけないという、そういった問題が今多く起こってきてるということです。

そういった点では、確かに、先ほども言いましたように、広域連合ができて10年間に特養ホームを220床しか建設していないという状況の中では、今後やっぱり療養型病床群が廃止されることが前提となっているなら、少しでも多くの特養老人ホームを建設するということが急務になってます。全国でも特養老人ホームの入居待ちが38万人を超えてます。施設不足で入居まで数年待ちというといった状況が今常態化しているわけなんです。

この前事件が起きましたが老人下宿とも言われる無届け施設、こういったところで暮らす人も少なくなくなっています。そういった点では、ぜひ今後やっぱり基盤整備を行って、特に特養老人ホームを国や県に働きかけて建設していくというそういう方向性をとるべきだというふうに思いますが、そういった点では、そういったところを広域連合の中でもまた町村会の中でも大いに主張していただいて国に上げていただきたいと思いますが、その点は町長のほうに伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この介護の問題は本当に、私もよく聞くんですが、やはり実際ご家庭の中で介護をしておられる、いわゆるお父さん、お母さんがおられる方にとっては本当に深刻な問題と把握しております。実はもう私のところもそうなんですが、その意識の差というのが物すごくあるわけです。いわゆる介護する必要のない家庭というのがやっぱり圧倒的ですから。それで、——余り時間ないですが、町村会といたしまして、総論を言いますと、議員ご存じのように全国町村会長が添田の山本会長でございます。我々県の会議でもこの介護保険の件につきまして、これ3%上がったんですけど、これを上げる必要はないとして、大いに反対したわけでございます。それで国のほうは強行したわけでございますが、そこで厚生労働省と今後の協議の場の設置に関しての確認をとりまして今後協議していくということで、議員るるおっしゃいましたように非常にこれは物すごい問題を抱えております。特に特養の問題は本当喫緊の問題であろうかと認識しておりますので、

町村会でも真摯に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

よろしくお願ひします。

それでは最後です。保険料、利用料の問題は減免はなかなか厳しいということですが、全国では保険料は551保険者33.2%、利用料は383自治体、21.1%が独自でやっております。また福岡県内におきましても19保険者が保険料を減免しています。これは広域連合が39市町村ありますので、ほとんどの自治体がやってるということです。利用料も80保険者ありますので、ぜひそういった点では保険料、利用料の減免も十分今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、午後からの一般質問は13時15分から行います。

午後0時00分休憩

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子。一般質問を行います。

まず、1回目の一般質問に先立ちまして、私の通告書の年号のところで誤りがございましたので、おわびして訂正させていただきます。

まず、海浜公園の冒頭の1番目の、「1987年（昭和62年）」を、「1988年（昭和63年）」に訂正させていただきます。

2つ目は、港湾緑地についての1番目の冒頭「1988年（昭和63年）」のところを「1989年（平成元年）」に訂正させていただきます。

それでは、1回目の質問を行います。

海浜公園の遊歩道の砂の除去について。海浜公園遊歩道の砂除去について、1988年（昭和63年）、県と町が結んだ遊歩道の管理委託契約締結時の覚書では県が行うとなっております。

しかし、覚書の変更はされないまま町は2003年（平成15年度）から砂を除去し、支出しておられます。なぜか理由をお尋ねいたします。

2番目に、2003年から昨年までの遊歩道砂除去費用の総額は約1,800万円です。これは本来県が除去し支出すべきもので、支出は不当、違法であると考えます。町長は町にこれらの額を返還し、県に対して返還請求すべきと考えますが、町長に見解をお尋ねいたします。

2番目として、港湾緑地について。町は1989年（平成元年）に、県と港湾緑地の管理業務委託契約を結んでおられますが、その経緯と委託内容をお尋ねいたします。

2番目に、町は2002年（平成14年度）まで管理業務を行い、総額約8,200万円を支出しております。そのうち樹木の管理委託費は約7,100万円で、全体の87%を占めています。莫大な税金を投じてきておりますけれども、2003年以降緑地の管理はどうなっているのかお尋ねいたします。

最後に、広大な緑地は一部を除き雑草が生い茂り憩いの場にはなっておりません。周辺町民の方々からも防災・防犯上において危惧する声も多く上げられております。緑地の整備については早急な対応が必要ですが、町はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

なお、私のこの2つの件について、お手元のほうに参考資料として配らせていただいております。

以上、1回目の質問を終わります。

#### ○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、件名、海浜公園遊歩道の砂の除去について。要旨1点目の覚書を結んでいないのに砂を除去し支出してるがというご質問でございます。

本日は、行政のほうからお手元のほうに覚書と、それから海浜公園の平面図を配らさせていただいております。

まず、この平面図に沿ってご説明をさせていただきます。

海浜公園は14万6,606平米ございます。そのうちのブルーの面積、これが約7万平米。これは国有財産ということで財務省から無償貸与を受けてる区域でございます。ピンクの部分、これは国土交通省所管の海岸保全区域ということで、保全区域の管理をいたします県から海岸保全区域占用承認を受けている部分でございます。

そして、黄色の部分、これは海岸保全区域占用面積4万7,000のうち、花壇、遊歩道、植栽の1,120平米について、海岸保全区域占用承認とは別に、先ほど岡議員が言われました昭和63年11月8日付で県と芦屋海岸遊歩道管理委託契約及び芦屋海岸遊歩道の飛砂対策に関する覚書を締結してあるところであります。

飛砂対策につきましては、覚書——お手元に配っております。覚書の1項目に、「当該管理委託施設の機能回復のための飛砂除去については、当面甲において実施する。」ということで県が実施するようになっております。そのような状況の中で、覚書締結後63年より平成14年度までは県のほうにおいて実施していただいておりました。

平成13年の5月に県港湾課より、覚書に定められている「当面」ということに対しての部分ですが、もう既に10年以上経過していると、一般常識で考えても当面の間は過ぎているという判断。それと飛砂は自然現象であり県の責任ではないという考え方から、今後砂の除去は実施しない方針が示されました。

芦屋町といたしましては、従来どおり県のほうに実施していただきたいという要望をずっと重ねてまいりました。その関係で15年度以降についても覚書は変更せず、そのまま要望を重ねながらまいっておりました。

しかし、県が実施しないという方針が変わらず、芦屋町といたしましても、海水浴場やレジャーポールの影響を考え、15年度より町費により遊歩道の砂を除去いたしております。

平成18年には、いろいろ協議を重ねた中で抜本的な対策が講じられるまでの間、町が遊歩道の砂を海岸側、要するにこれの海浜側です。——海浜側のほうに搬出し、その搬出した海浜の砂は県の予算で処理するという協議が整いました。そういうような中で、覚書を変更するようにいたしておりましたけども、県の内部の中で港湾緑地の管理委託契約との関係が出てくるということでこの覚書の締結ができず、現在保留の状態になっております。

芦屋町といたしましては、占用しております海浜公園について、利用者の影響や海岸保全区域占用承認の許可条件であります占用物件等の維持、修繕及び管理については占用者が責任を持って行うことということが明記されておりますので、このような状況に基づきまして、現在町の予算におきまして、飛砂対策を進め維持管理を行っているところであります。

なお、海岸保全区域の占用承認は平成23年3月31日まで許可をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

遊歩道の砂の除去の2点目は、この総額15年から、平成15年から20年まで1,800万

円強払つてると。これは本来県が除去し支出すべきもので、支出は不当、違法であるということなんですが、岡議員にお聞きしたいんですが、この文言で、「町長は、町にこれらの額を返還し、県に対して返還請求をすべき」まず私が町に返還をして、そしてその後に県に請求をしなさいという意味なんでしょうか。その辺ちょっと、もう一度。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

1回目の答弁をるるいただいたから、2回目のところでそのことに詳しく触れたいと思っておりますので、議長、もし今の件が町長お答えになれば飛ばしていただいて結構ですので、とりあえず最後まで1回目の質問の答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと、質問がそういう質問なんで、ちょっと疑問に思ったもんで、個人が県に請求することは、町として契約をしていること、長が県に請求することができるんかなっとちょっと一瞬思ったもんでお聞きしたわけでございます。

このことについて、では、この通告書どおりに答弁さしていただきますが、海浜公園の用地のうち、先ほど来課長が答弁しましたように、国有地についてはそれぞれの関係機関より無償貸与、占用承認の許可を得て使用させていただいている所であります。

許可のいわゆる、許可を得る際には必ず条件がどんな場合でもつくわけでございます、この条件には使用者が維持、管理に努めることが明記されております。町はその許可条件に基づいて維持、管理を行つておるわけであります。

遊歩道の砂除去につきましては、県が覚書に明記されている「当面」という解釈の違いで砂除去を廃止されたことで、15年から町費で砂状況を行ったことに対しては、先ほど述べましたように芦屋町には維持、管理に努める責務があるのではないかと思っております。よって、支出行為は不当、違法に当たるとは考えておりません。

それから、蛇足ですが、岡議員の質問の1項目の覚書で県が行うとなつてはいる。これはこの前に「当面」が抜けているのではないかと思うんです。覚書には「当面」という言葉があるんですが、ちょっとこの文言では何か聞かれている方は錯覚を覚えるのではないかと思います。この「当面」という言葉が岡議員も出されておられる覚書に書いてありますので、その辺も絡めて答弁とさしていただきます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

件名 2 番の港湾緑地についてでございますが、要旨 1 点目の平成元年に福岡県と港湾緑地管理業務委託契約を締結しております、その経緯と委託内容についてでございますが、芦屋港湾の背後地に整備されました当該緑地は、港湾建設に合わせまして景観をよくするため、そして緩衝地帯の役目及び北西風による飛砂を少しでも防止する目的で、緑地整備につきまして芦屋町が福岡県に要望いたしまして、県において整備され、その後の各種管理を芦屋町が行うことで合意されました、平成元年に現在の A・B・C 3 地区のうちの A 地区を対象に最初の契約が締結されたようでございます。

当時の委託契約の内容につきましては 4 点ほどございまして、1 点目が園地及び施設などの維持管理、2 点目、清掃及び軽微な補修、3 点目、竹木及び植物などの育成管理、4 点目、利用者の安全、衛生及び利便供与となっております。この費用負担につきましては芦屋町が負担をし、委託期間につきましては平成元年度の 1 年間となっております。

次、要旨 2 番目でございますが、平成 14 年まで町のほうで管理業務をやっております。総額約 8,200 万ほどとなっており、そのうち樹木の管理委託費については 7,100 万ということで多くの経費を投じてまいってきております。その 03 年以降の緑地の管理ということですが、この 03 年、平成 15 年度以降のことだというふうに思っております。その件についてでございますが、県との管理委託契約につきましては、平成 10 年に締結いたしました契約、この委託期間につきましては平成 14 年度までの 5 年間となっております。この契約が最後となっております。この契約期間が満了します約一、二年前に当時の助役が北九州土木事務所のほうに行かれまして、次の契約です、平成 15 年度以降の管理業務委託に対しては芦屋町は受けられないという旨の申し出をされているようでございます。そのために平成 15 年度から契約は締結をしておりません。

一時は草刈りなど全く行われていませんでした。しかし、A・B・C 地区の 2 カ所にあります便所につきましては、衛生面の関係から芦屋町が清掃を継続して行っております。

福岡県からは緑地整備の当初の約束により、管理委託契約の継続の申し出などが芦屋町に対して行われてきておりましたが、当初の方針に基づきまして、継続の契約締結は行っておりません。平成 15 年度から現在まで緑地内の雑草の草刈りにつきましては、福岡県が予算の範囲内で必要に応じ行われているようでございます。

次は、要旨 3 番目でございますが、広大な緑地、この一部を除いて雑草が生い茂っているということで、周辺住民の方からも防災・防犯上において危惧する声が出ているようでございますが、緑地の整備については早急な対応が必要であるということで、芦屋町はどのように考えているの

かということでございますが、この件につきましては、芦屋町から福岡県、北九州土木事務所でございますが、のほうに必要に応じまして、防犯上、環境衛生の面から整備を行っていただくよう要望をいたす考えでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

まず、海浜公園遊歩道の砂除去について、町長からこれご質問、一般質問に対してご質問をいただくということはまれ、余りないことですが、私の書いてる内容が理解できなかつたということで補足説明をさせていただきます。

まず、町長がそのいわゆる県に返還するとはどういうことなのだとということですから、とりあえずこの分を整理しますと、私はその覚書が変更されないまま町が平成15年から砂除去費用を拠出しているということは契約違反にならうかと、そういうふうに考える前提上、そうであればいわゆる15年から支出されました20年、20年度の分はたしか7月7日に精算がされているやに思いますが、その分までがいわゆる町が損害を被ったという認識です。ですから、これは前提が県がやる行為ですから、その金額を県に請求をしていただく。

ちょっと前後しましたが、まず——失礼しました。町にそういう金額が、20年度までの総額の金額が損害を、町に損害を被ったわけですから、その分をまずは執行責任者である町長がまず町に返還すると。そして、その分は県が当然払うべきものという私はスタンスですから、それを県に返還命令する——返還要求するということですね。

それで、今年の分はちょうど今遊歩道の除去作業が、工事が進められていますが、これはまだ工事も終わってませんし、当然今年度の分は町は払うべきではないし、それは県に請求をすべきものだと。そういう意味でそういう言葉を使わせていただきました。

それと、引き続き、町長の疑問、あるいはこの私の文章の書き方のところで、町が行う、これに当面という言葉があるのとないのでは全然受けたは違ったとらえ方するのではないかという意見ですが、これは当面と書いてても別にいいんです。わざと当面を外したわけではございません。ていうのは、ちょうど1年前の6月議会で、私このことを最後に確認をさせていただきました。いわゆる砂除去を、遊歩道の砂除去を芦屋町はずうっと引き続きやっているけれども、この根拠は何なのでしょうかということを担当課長にお尋ねしました。

そうした際に、これはもう町民の方の議会だよりもこれは書いてあります。議事録もしっかりありますけれども、そのときに一応基本はこの県と取り交わした契約が前提で、それが有効ですと。正式にはですね、ちょっと待ってください。——これは、課長の答弁ですが、「別途契約

を結んでいないため、現在の覚書や契約が有効となる。」こういう言葉をいただいているんですね。

ですから、これは当面であろうが、当面っていう言葉が入ってろうが入っていかろうがこれ関係ないっていうことで、私はそういうスタンスで書かせていただきました。

それで、ちょっと質問のほうに入らせていただきます。

そのように、結局私としては前回の回答、そして今回に至るまでのいろんな町の姿勢やら見てて、このことがこの、先ほど来言います1年前に質問してからこのことが真剣に協議されたのかどうか。先ほど来この覚書がある一方、こういうふうに県の許可を受けなきやあならない際はそういう条件があると。だからこっちを優先したんだというふうにおっしゃってますが、私が1年前に質問した後、このことについては、もちろんトップの方も含めてご協議があつたのでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

ただいま岡議員の質問で、昨年の6月の一般質問の折に確かに質問ございました。私がお答えしたのは、この海浜公園の管理委託契約書、これの第2項に——2条のほうに、「乙が管理委託施設を甲に返還することを申し出ない限り、この契約と同一の条件をもってさらに5年間延長するものとし、以後同様とする。」ということで、現在、この契約そのものは生きております。

ただ、先ほど申し上げましたように、当面という言葉のとり方ですね、それで我々といたしましては当面というものにあったとしても、町といたしましてはやはり県でやってほしいという要望は常々ずっとやっております。それで、20年度におきましても、やはりずっと——先ほど申し上げましたように港湾緑地との絡みが出てきるものですから、ただ単に海浜公園の砂除去だけをとらえることができないという状況の中で、地域づくり課、それから環境住宅課、そして企画のほうも入りまして、今里浜づくりともあわせた中で現在協議を進めてるところです。まだどのような形でやるかという結論は出ておりませんけども、先ほどのご質問の中では協議はやっている状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

緑地の、緑地との関連でいうことでは2番目の質問とも関連してくるんですが、あくまでも私は、けさほど来ですね、財政難のことやらいいろいろ町長も状況をご説明されましたけれども、と

にかく行政処理、いわゆる事務処理として正しいかどうかということも一つには観点として私据えてるんですが、これにどうして緑地が関連してくるのか。というのは、後でまた2番目のところで入りますけれども、あくまでもこれは海浜公園の整備事業の中で、国とか県とかのところでいろいろやり取りをされてこられた。しかもこれは確かに年次的にも1年とか2年とかそういう前後したところで、県とそういういろんな取り決めをやってるから、かなり混同して扱ってあるんではないかと、私はそういうふうに思っております。

それで、先ほど町長の疑問点に対してちょっと説明はいたしましたが、そのことを踏まえて、町長に改めて2番目の質問をいたします。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

質問の趣旨がよくわからなかつたんですが、2項目めの質問をもう一度答えてくれっていうことですか。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

いや、2項目めの文章がわかりにくい、あるいは理解できないとおっしゃりますから、そのことを2回目の質問の冒頭で申し上げました。なんならもう一回申し上げますが、まずもって私は、その覚書なりを変更しないで15年度から遊歩道の除去を芦屋町がして費用を出していると。そのことでは15年度から昨年20年度分まではもう決算がされて、芦屋町が処理といいますか出したことになっています。そのことはいわゆる契約違反に当たるから、この分は町のトップである町長さんは町に返さなければいけないじゃないかと。そして、当然そのことは前提が覚書、63年に結んだ覚書のあれにありますから、そのことを県に返還を要求すべきじゃないか。そして、今年度分はまだ工事中ですから、当然検査を受けた後支払いが、まあ慣例であればされるところでしょうけど、そのスタンスに立てば今年度の分は払うべきではない、その分は県に請求すべきではないでしょうかと、そういう内容のものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの答えと今のお話では同じことしか言えませんけど、前段省きますけど、芦屋町は維持管理に努める責務がある。よって、この支出行為は不当、違法には当たるとは考えていないとい

うことを再度申し上げるしかないわけであります。

で、ここで岡議員も資料出されてますけど、まずこの地図上の、皆さんのお手元に地図があると思うんですが、このまづ⑤の海岸保全区域占用承認というピンクのところがあるわけですが、これは貸してくださいと言えば必ず契約書、そこに条件がつくのは世の常であるということは岡議員もご承知であろうかと思うわけでございますが、その中の条件に、「占用物件等の維持、修繕及び管理については占用者が責任を持って行う。」これがまづピンクのところでそういうふうにうたってあるわけであります。

それから、もう1点——それから、この5のこの黄色のところですかね。芦屋海岸遊歩道管理委託契約書。これは先ほど課長も触れましたが、ここの第4条2項、「前項の管理に要する費用は乙の負担とする。」乙というのは芦屋町。5条には、「甲は乙がこの契約に定める事項に反して認めるときはこの契約を解除することができる。」

さらに、先ほどの当面という言葉が出る、芦屋海岸遊歩道の飛砂対策に関する覚書。ここ第1項目め、「当該管理委託施設の機能回復のための飛砂除去については、当面甲において実施する。」これは県が実施するという覚書がついておるわけでございます。

以上、契約交わすときには必ずこういう条件がついて、そしてそれを町がまづお願ひをした。お願ひをして、そしてじゃあ管理は、後の管理は町がしましょうということで契約を交わしておるわけでございます。という以上のようなことで、この支出が不当、違法に当たるとは到底考えられないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

すべての事項に、行政の場合は特に県とか国とかからいろいろな事業を受けたりお願ひしてこういうふうに占用承認を受けるとか、そういうことで当然そういう契約はされてる。

ですが、これはもう年度を比較する確認はもうするのがちょっと時間がありませんが、町長がおっしゃるようにこの契約書の中には、当然この遊歩道の管理に対して、この黄色い部分ですね。私どもがいただいてる一番海側に近い、今遊歩道になってるところの。これを契約するんですから、このときにちょうど日付は一緒なんですね。結局多分にこのことでは町の状況としては、冬場のあの季節風の激しいときの砂の飛砂による被害は——被害というか、その除去に関する費用は多大なものであるであろう。だから県と協議してこういう覚書ができたんだろうと思うんです。とにかく一応町長がおっしゃるように、管理はあとは芦屋のほうでするんだよというのが本契約ですし、その中でも飛砂に関しては多分町も憂慮して、県にお願いして当面という表現

になったとしても、これを何らか、先ほどから課長もおっしゃるように、15年度からそういうことであれば18年度にもちょっと協議したけども、変更がされないままいってると。これがされてないということが私、違法行為だという前提ですので、これに時間を取られたらちょっと後ができませんので、緑地との関係もあると課長はおっしゃってますので、2番目の緑地のほうに入ります。

課長から緑地の状況をお話いただきました。とにかく通告書にも書いているように、これもまた平成15年度というね、本当にさっきの緑地とこう、緑地の関係と確かに年度的にダブってるんですが、平成15年から15、16、17、18、19、20、まあ今年に限っては21。7年間はっきり言って管理がされてない状況なんです。

それで、今回この緑地のことに関しては県にも2回土木事務所に行きました。担当課のほうにも住民課長さんの中にも行きましたが、とにかくびっくりしたり唖然としたりしたのは、これがまさに7年間放置されてあったからでしょうけど、県のほうも土木事務所の用地課のほうに資料がほとんどないんですね。私がきょうの参考資料の中の一番最後のページに、これまでかかつた経費の一覧表を一番最後に入れさせていただいていると思いますが、この資料はどこから出でてきているかというと、先ほど課長がおっしゃいましたように、平成15年に更新をするに当たり、当時のいわゆる前町長が担当課長さんのほうに、とにかく今でどんだけ出しとんだよと。これをとりあえず全部まとめて出しなさいという、そういう書類が私これ4年前に当時の担当課長さんからいただきました。この件に関しては。そのこともあわせて今回環境住宅課長さんの中にもこれを持つていって、この件についてちょっと、今ごろではありますかちょっと数字が合わないんですよね、これ。どう考えたらいいんでしょうかということを申し上げましたけど、もう答弁を待つまでもなく書類がないんですね、この書類は。

それで、例えばこれは私の通告書のところにも関係してくるので、私通告書には、これは14年度まで支払われたのは8,200万円、これは課長もおっしゃいました。それをですね。8,200万円と書いてますが、この資料の経費の一番左から2番目ですね、年度と金額。この合計を見ますと4,742万4,787円。ところが右側の委託金額、それぞれ年度ごとに業務内容をこう内訳的に書いてあります。このトータルとこっちのトータルが合わないんですね。というのは皆さん見ていただいて計算していただくというよりは、単純にですね平成6年——失礼しました。平成7年、6年というのはここに樹木管理委託が1,000万、ちょうど同じ金額です。平成7年、6年、そしてその下の平成5年1,100万、そして4年度も1,100万。これですね、そして平成3年度まで、これがこの左側の金額の合計に反映されてないんですね。ですから、私はこれを確認しようがないんです。県にも行きました。県に行ってもこのことは実際町が管理するようになってましたから県には関係ないことですが、いずれにしてもこの書類も

本当にずさん、この8,200万っていうのは右側を正しいものとすれば8,200万、この数字がおかしいんであれば左側の金額がまたおかしくなってくると。

とにかく、本当にあの緑地に関しては20年も経過します。そしてしかもこの時期ですからすっごく緑が生えてきれいです。雑草も含めですね。ですが、これは本当にA地区、B地区、C地区と、先ほど課長が丁寧にご説明されましたけれども、A地区というのは一番浜に近いあの黒松の集団のあるところですね。そして、今ずうっとなみかけ大橋にこう向かって走る病院からの新しい道が通っていますが、そのちょうど病院の前の大きな交差点から港湾に向かって行く右側のほうが、いわゆる望海団地の並びのあの辺一帯がB地区なんですね。ここにはソテツの道だとかハマボウ——ソテツの道、そしていろいろいろいろなモニュメントも含めてあるんですが、そして一番よいよ浜崎に近いところですね、一番突端のほうが、これが憩いの広場みたいになつて、とにかくちょっとした広場にいすが並べてあつたりするんですけど、とにかく雑草が多いから、私もときどきいろんな意味で通るんですが、散歩される方はあの中を通られるのを見たことないですね。もうほとんど外側を散歩されるとか、そういうことですけど、それだけ放置されているから結局こういう書類もないのかなと。

それで、これは——本題に入りますけど、この契約に関しては先ほど来遊歩道の関係とも——遊歩道のこととも関係してると。そして、最後の極めつけが里浜のことも出てきましたから、そのこととも関連。

このまず、緑地に関してはどういう目的でつくられたのか——まあ、ちょっとこの件については質問やめましょう。いわゆる港湾が確かに前年にですね、昭和61年、1980何年になる……。86年だと思いますけど、それができた翌年がこの緑地が整備されてるんですね。段階的にA、B、Cと。ですからこの間、先ほど数字をちょっと追っかけていきましたように、平成7年度までとにかく樹木の管理費っていうのが膨大な額がかかってるということは想像だにできますが、そういう問題もあって、今回のまた里浜の話になると混乱しますからあんまり言いたくないんですけども、この緑地に関してはじやあ環境住宅課長さん、これマスタープラン、ここに公園緑地についてのテーマがありますよね。そしてこれは前半、後半に分けていろいろ変更があった場合、あるいはその年度ごとでも変更があった場合は、訂正がちゃんと私どものところに来るんですが、このマスタープラン総合振興計画、芦屋町の。総合振興計画の中にある公園緑地に関する取り組みの内容をご存知だったら教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

大変申し訳ございませんが、詳しく存じておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

この芦屋港湾の背後地の緑地につきましては、今、岡議員が言われますように、芦屋港湾ができるときに芦屋町として、港湾の背後地の残置部分について公園緑地として整備してほしいという芦屋町の要請に基づいて港湾の緑地ができたものだというふうに——定かではありませんがそのように思っております。

その後、この港湾が昭和61年に供用開始されたわけですが、そういった折にこの今のようないわゆる整備の約束というかそういうことができて、公園の整備は県がするけれども、あの背後地のその緑地の整備については芦屋町でやってほしいと、こういうことの取り決めのもとに今日まで來たと思います。

それで、その後ずっと公園の整備は芦屋町の責任のもとで契約に基づいてやっておったわけですが、今ご指摘のように公園の委託管理、樹木管理等々が非常に高額な金額になってきたということから、平成13年だったと思いますが、契約期間を満了する前に芦屋町として、私の前任の入江助役が北九土木事務所のほうに参りまして、契約のいわゆる解除の申し入れをしたやに思っております。

したがいまして、この契約のいわゆる満了まではぜひ町として履行してほしいというようなやり取りの中から、14年度末をもって、一応芦屋町としては契約満了に基づいて管理をやめたということでございます。

したがって、その後、ご指摘のように15年度以降は県が管理をせざるを得ないような状況になったと思いますが、芦屋町としてもこれの管理のあり方についてはずっと並行して協議をしてきたところでございます。

それとあわせまして、ちょっと砂の飛砂との兼ね合いもあるんですが、いわゆる今の港湾の緑地の管理については、県の土木事務所の中で所管が用地課というところで管理をしております。

ところが、先ほどもう一つあります、地域づくり課長が申しました飛砂の関係、緑地ですね、遊歩道の管理につきましては、これは北九土木事務所のほうでいわゆる所管が河川砂防課というところが管理をしとるわけですが、この緑地につきましては、ここにありますようにいわゆるここも整備をした折に芦屋町として契約を結びまして管理をするということで、海浜公園の一角として使用してきた、芦屋町としてもその整備をしてもらって管理をしたわけですが、今言われるように予想外にその飛砂というか砂の堆積があることから、別途覚書の中で、それは芦屋町とし

ても想定外の砂のあれを除去するのは大変だということの中で、県が当面の間、そういうふうな飛砂についての除去についてもやろうということの中でお互いに履行してきたと。

そういうようなことの中で、先ほど言います緑地の契約を解除した折に、県としてはこの飛砂のいわゆる除去契約、これについても解除したいという、ちょっと言えばたすきがけみたいな感じになりました、この辺の関係2つがこう相絡むような形になりました、この辺について2つともいわゆる県としてですね、県と芦屋町としてこの問題について根本的に協議をして解決させろということで協議をずっとやってまいりました。

そういうことの中で、今言いますように樹木の管理については県が予算の範囲内で管理をしてもらっとるし、私どももやれる部分についてはやってきた。

飛砂の関係については県がそういう状況で、15年度からいわゆる海浜公園の飛砂対策の抜本的な調査を行うということの中でやめたいというような話がありまして、この中で私どもが感じ取るのは、この抜本的な対策の一つのいわゆる施策としてですね、今あります、議論されとりまます里浜づくりの関係が一つの指標として出てきたのではないかという認識をしております。

したがいまして、ここら辺の里浜づくりの協議を——管理の関係等もございますが——その協議をする過程の中で、今並行して港湾緑地の背後地の分、それから飛砂の問題、これを抜本的に解決しようということで、現在も北九州土木事務所と協議を続けておると、こういったところでございます。

#### ○議員 6番 岡 夏子君

結局、抜本的などおっしゃいますけれども、この緑地そのものが2万数千平米で、園路といいますか、中に通ってる道ですね、これが2キロ近くある。こんだけの広さは、じゃあ今県はどういうふうに管理してるかというと、この15年度以降ですね。これも聞いて参りました。15年ですから15年、16年、17年は年に多くて2回、最低1回草刈りをしてきました。そして18年度から20年度に関しては草刈り1回ずつですとそういう状況です。

それで、決して樹木の管理はされておりません。今、先ほど言いました緑が生えているとはいえ、私がいつもあそこを通るたびに異様に感じるのは、ちょっとこれは町のほうにも関連してるのでひとつ確認をとりたいんですが、ちょうど望海団地の正面ぐらいに位置するB地区の、いわゆるこっち側に一番近いところですね、芦屋橋のかけかえに支障があるからということで、芦屋町及び山鹿側のほうの街路樹、これは私も名称を見てどういう木かよくわからないんですけど、ホルトの木、そしてケヤキ、そしてあとは横文字で書いてありました何とかというような樹木が300近く、これ移植されてますよね。仮移植。これもいちいち質問するほどもないで、時間がないので、あえてどうしてそういうことになったかということは前任の町長さんの意向が反映されて、とにかく伐採したり倒して根こそぎすることはならぬと、やっぱり次にでき上がるまで

に仮移植していただくようにという県のほうは要請をいただいてそこに植えております。

で、ちっさいほうの木はほとんど雑草に隠れて確認することはできませんが、皆さん通られるときにあそこをちょっと横目で見てください。16本のケヤキとそのホルト、ほぼ同じような形をした枯れ木が13本、そのままぼろきれをかぶせられたような状況で立っています。その中のいわゆる3本だけ、これはホルトという、山鹿側のホルトですかね、それだけがかろうじて生き残っている状況です。ですから、その16本の大木、それも樹齢何年も立っているような大木が、仮にも向こうに移植されて22年3月が橋がかけかわる、いわゆる完工時期ですね。その後にまたそれを移植して街路樹として植えられるのかどうかということでは当初から懸念を持っておりましたけれども、あの3本生きてるそのホルトの木でもこれされるのだろうか。そしてそれがどれだけかかったかというと560万かかるんです。

前任の町長さんはいらっしゃいませんけれども、そういうのは町長——失礼しました。副町長。この状況と、今のかろうじて生きてる。これは専門家に言わせると、「これは生きてるだけで成長はできません。」とおっしゃってましたけれど、それをまたもとに戻されるつもりなんでしょうか。ちょっとそこを質問いたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

私が承知しておりますのは、芦屋橋のかけかえの折に、先ほど言いますようにケヤキの木だとかそういったものがかなり大きな木が植わって成長しておりました。これを県のほうとしては、先ほど言いますようになかなかつきにくいということで、もういわゆる除去をして、そしてもし完成後には新たな木を植栽をしたいという考え方が県のほうにはあったように思います。ただ、あれだけ大きな育った木ですので、一応仮植えをして、そしてまた元に戻すというような形で、いわゆる仮植えの場所が、いわゆる支障のない県の港湾の区域内になったというふうに思います。

したがいまして、今残っております元気な木っていうか、これは今後県が芦屋橋が完成した後にどこかに植栽を考えていると思いますが、それ以外のいわゆる木で枯れた部分、植栽をしなくてはいけない部分については、県のほうで補償工事といいますか、そういった原形、今までの従来の形をするための植栽については、芦屋町と協議の上、また植栽なりをされるものだというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

とにかく先ほどから言うように16年度にそれが行われているんですね。その仮移植というか。

またあれがどこやに行くかもしない。それに 560 万かかり、これは町がやってないから当然私たちちは知らないんです。予算がここに上ってこない。でも、要請は町長、前任の町長からあつたということを県はおっしゃってましたけれども、そういうことで、またそれが県がどうにかするんだろうということよりも、もう県自体もあの緑地に持て余してるっていうのが実態ですよね。

ところが、本当に芦屋の町民の方、あるいは県内の方、よそから来られてあそこを利用する方は、本当に何とかあそこが憩いの場になるようになって思っていつも眺めてある方もいらっしゃるでしょうし、町内の方でも何人かはそれはいつも聞いてます。

ですから、あの緑地、一応前助役が契約をしないということを言いに行ったということを言ってらっしゃいますけれども、県はホルトの木も含めて、移植しただけで何の手当てもしないからああいう状態になってるんですよ。

それで、あの緑化も含めて——緑化も含めてじゃない——緑地を芦屋町としてはどういうふうに位置づけをされていらっしゃるのかなと。もう 20 年たった今、すっごく間伐やら——草刈りやら、密集したところきれいにすればすっごくいい場所になると思いますが、ただ、午前中から出てます財政難とかいうことであれば、あのことをどうするのか、県のほうは昨年 4 月に着任された用地課の課長さんは、ちょっと余りにもこの契約がそのままになってるから町と協議しましようということを 4 月 25 日、いや 24 日に助役さんもお見えになりましたと。で、一応去年の 4 月にはそういうふうに県のほうから要請してるんですがと。そして、先ほど来里浜構想で最近 5 月ぐらいにお会いになったときにその話も出ましたということでしたが、私としてはどうしてその 3 つがそれぞれ目的やら意義やらあってやってるのに何で一緒くたになる。これでまた先送りになって、問題先送りになる。ましてはその管理自体も県も町も持て余してる。それをまたこの里浜構想で 3 万 6,000 本。

ここですね、ちょっと話が前後して申し訳ないんですが、緑地公園には 2 万本近く植えられているんですね。朽ちたり砂に埋もれたりしながら補植は芦屋がしたりして。それでそれが今何本なのかということも聞いても多分、調べてもいらっしゃらないからもうお答えできないと思いますが、とにかく芦屋町のこの緑地は、「景観配慮した町の中の公園とか緑地整備、遺跡を活用した公園整備などを推進していきます。」と、そして、「町駐車場及び花壇の整備をするなど特色ある公園にしていきます。」としながら、これは緑化運動の推進とかいうのもあるんですよね。

「道路景観、環境の向上を図るため、それぞれの地域に適した街路樹の規模とか種類などを検討しながら整備、育成に努めます。また、民有地における緑化を推進するため、住民の緑化意識を高めるよう広報紙などで P R を行います。」こういうことをうたいながら、このマスタープランができたのは平成 13 年から、もう来年でちょうど 10 年になろうかと思います。その翌年にあそここの公園緑地はもう芦屋町はできませんと。ですから契約を解除したいと。町の姿勢が見えな

いんですよ、この緑化に対しての。

そういうことで、最後になります。今回の質問に先立って、先ほど来申し上げますように関係文書の資料請求をいたしましたが、県も町も余りに関連文書が少なく、県も含めて所管が緑地の現状把握に乏しく、適正な行政処理も行われておりません。県も町も緑地の管理についてずさんで無責任と言わざるを得ません。特に芦屋町が財政状況の悪化によって契約更新をしていないことではマスタープラン、先ほど申し上げました。そういう意味の緑地整備の協議が進んでいないと思われ問題が先送りされているだけです。町は早々に緑地整備の目的や意識をもう一度精査して、財政状況も含めた管理運営の方法をしっかり庁舎内で協議して、県と協議すべきであると考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

あすも一般質問を行いますのでよろしくお願いをいたします。お疲れさまでした。

午後 2時14分散会

---